

### 3 独立行政法人福祉医療機構について

#### (1) 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

また、これまでの行政刷新会議事業仕分けの結果等を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置等を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日）が閣議決定され、この基本方針に沿って機構の事務・事業についても見直しを図ることとしている。

#### (2) 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は、長寿・子育て・障害者基金を廃止し、平成22年度に創設した補助金であるが、昨年度は、既に長寿・子育て・障害者基金の助成要望の受付を終えていたため、補助金への円滑な移行を図るため、補助金としての助成要望があったものとみなして取り扱うとともに、これまでの基金事業で培ってきた助成のノウハウを一部継続し、助成事業を行ったところである。

平成23年度については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。」とされたところである。

このため、現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的に、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視していくため、次のとおり助成事業の見直しを行うこととしている。（詳細別紙参照）

## 【助成対象事業】

- 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動・社会参加促進活動支援事業」
- 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

機構において平成23年度事業にかかる募集要領を機構のホームページに掲載しているところであり、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いいたします。また、現在、全国9か所で機構主催の助成事業（募集）説明会を実施しているので、その活用も図られたい。

なお、応募の締切は4月15日（必着）とされているので、ご留意願いたい。

（参 考 機 構 ホーム ペ ー ジ <http://hp.wam.go.jp/>）

### （3）福祉貸付事業について（平成23年度予算（案））

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、安心子ども基金など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費予算が計上されたことを踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いいたします。

また、機構主催で、平成23年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成23年3月15日）が開催される予定であるため、積極的な参加をお願いしたい。

#### ① 貸付規模

資金交付額 2,895億円（うち福祉貸付 1,526億円）

#### ② 貸付条件の見直しについて

##### ア 償還期間等の延長

施設の規模、建替のサイクル及び耐用年数等を勘案し、以下の表のとおり償還期間等の延長を図る。

建築資金 (貸付金額2,000万円以上の場合)	耐火構造	準耐火構造	耐火・準耐火構造 以外
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム ケアハウス	30年以内 (据置3年以内)	20年以内 (据置2年以内)	15年以内 (据置2年以内)
ユニット型特別養護 老人ホーム		25年以内 (据置3年以内)	

イ 一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率等の優遇措置

一般財源化された施設であって政策優先度の高い改築整備について融資条件の優遇措置を講ずる。

- ・対象施設：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上に限る）  
ケアハウス（定員30人以上に限る）
- ・融 資 率：一律90%に引き上げ

ウ 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。

- ・建 築 資 金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
- ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（例：太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
- ・融 資 率：一律90%に引き上げ

エ 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付

地震、水害など災害の発生や新型インフルエンザなど感染症の発生等により、施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対して、迅速かつ機動的な融資を図るため、経営資金の貸付を行う。

- ・償還期間等：10年以内（据置1年以内）
- ・貸付利率：財政融資資金借入金利（5年）と同率

オ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和

- ・優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度
- ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて一律90%に引き上げ

カ 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）

- ・融資率：一律80%引き上げ

キ 障害者グループホーム、ケアホームの融資の相手方の拡大

- ・融資の相手方：NPO法人、営利法人を追加

ク 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ

- ・融資率
  - 地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率+5%
  - 災害復旧整備：一律90%に引き上げ

ケ 22年度末で期限を迎え、引き続き期限付きで特別措置が認められたもの

- ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）

コ 融資率の引き下げ及び融資の廃止

(ア) 融資の廃止

- ・対象施設：児童遊園、職員宿舎

(イ) 融資率の引き下げ（融資率：70%→50%）

- ・対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓

練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者  
小規模通所授産施設

(ウ) 融資率の引き下げ（融資率：75%→70%）

- ・対象施設：身体障害者福祉センター、盲人ホーム、補装具製作施設、障害者  
生活支援センター、盲導犬訓練施設、母子休養ホーム、母子福祉  
センター、地域福祉センター

※ ただし、(イ) 及び (ウ) については、災害復旧事業、アスベスト対策事業、  
耐震化基金事業及び工賃倍増計画による整備に係るものを除く

③ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金  
融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸  
付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会  
福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料16参照）

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

① 平成23年度予算額（案）	213億円
（ア） 給付予定人員	59,215人
（イ） 給付総額	771億円

② 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給  
遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県におい  
ては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見される。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生すること  
は、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成  
22年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付す  
るようお願いしたい。

また、平成23年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお  
願いしたい。

(別紙) 平成23年度社会福祉振興助成事業(案)

目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う。

助成テーマ	支援の枠組み	実施形態	事業効果
<p>政策課題を踏まえたテーマ</p> <p>(国が行うべき助成対象テーマを設定する)</p>	<p><b>福祉活動・社会参加促進活動支援事業</b> 個々の団体が実施する社会福祉振興に資する創意工夫ある事業又は高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p>	<p>個々の団体による実施</p>	<p>○NPO法人等の育成及び立ち上げ支援 ○障害者スポーツの普及、福祉用具の開発等</p>
	<p><b>地域連携活動支援事業</b> 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉の谷間や制度外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</p>	<p>地域の複数団体のネットワークを活用して実施</p>	<p>○複数団体による連携・協(共)働の育成 ○ネットワークの構築 ○相互ノウハウの共有 ○多様な社会資源の活用 [社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業等]</p>
	<p><b>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</b> 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業</p>	<p>全国的・広域的な組織・ネットワークを活用して実施</p>	

支援の枠組みの考え方

	福祉活動・社会参加促進活動支援事業	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
助成の要件	個々の団体が実施する事業であること。	核となる団体が他の団体等と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。	同一の都道府県内で活動する事業であること。 複数の都道府県で活動する事業であること。
対象となる事業	【福祉活動支援事業】 別添1の1～5に該当する事業 【社会参加促進活動支援事業】 別添2に該当する事業	別添1の①～④に該当する事業に限ること。	

※一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としない。

福祉活動支援事業		地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	
<b>1 高齢者・障害者が地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者の孤立防止、自立生活の支援に関する事業</li> <li>○ 高齢者・障害者と介護を担う家族の支援に関する事業</li> <li>○ 在宅の高齢者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 配食や買い物などの生活支援を通じた見守りにより、高齢者・障害者の社会からの孤立を防止する事業</li> <li>② 障害者の特性に応じた自立生活の支援に関する事業</li> <li>③ 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業</li> <li>④ 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業</li> <li>⑤ 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業</li> <li>⑥ 老老介護世帯の支援に関する事業</li> <li>⑦ 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業</li> <li>⑧ たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業</li> <li>⑨ 介護福祉士等に対するたんの吸引等医療的ケアに関する研修事業</li> </ul>		
<b>2 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</li> <li>○ 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</li> <li>⑪ 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護のための相談支援事業</li> </ul>		
<b>3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</li> <li>○ ひとり親家庭への支援に関する事業</li> <li>○ 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</li> <li>⑬ ひとり親家庭の親の就労支援事業</li> <li>⑭ 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業</li> <li>⑮ 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業</li> <li>⑯ 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業</li> <li>⑰ 虐待・DV被害者の自立支援に関する事業</li> <li>⑱ 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業</li> </ul>		

<b>4 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</li> <li>○ 薬物・アルコール中毒者等への福祉的な支援に関する事業</li> <li>○ 福祉的支援が必要な者に対する支援者の確保・育成等に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</li> <li>⑳ 多重債務者、低所得者等に対する福祉施策の利用や家計管理などの指導・助言等に関する事業</li> <li>㉑ 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業</li> <li>㉒ 薬物・アルコール中毒者への社会復帰支援事業</li> <li>㉓ 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業</li> </ul>		
<b>5 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉔ 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</li> </ul>		

社会参加促進活動支援事業	
<b>1 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</b>	
○ ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業	
<b>2 障害者スポーツを支援する事業</b>	
○ 障害者スポーツの育成・強化に関する事業	
○ スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業	
<b>3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業</b>	
○ 高齢者の生きがいと健康づくり活動の全国的な振興に寄与する事業	
○ 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業	

## 4 社会福祉法人について

### (1) 社会福祉法人新会計基準について

#### ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ（平成23年1月14日（金）まで）である。

#### イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

#### ウ 今後のスケジュール等

社会福祉法人会計基準（案）については、パブリックコメントによるご意見を踏まえ、細部の調整を行っているところであり、必要に応じて見直しを行った後、実施通知を発出する予定である。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。



## (2) 社会福祉法人の指導監査について

### ア 法人の指導監査の実施について

#### (ア) 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果（(ウ)参照）等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ特別監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

#### (イ) 問題発生時の対応及び再発防止について

平成22年度における問題発生時の対応事例として、法人職員等からの内部情報を契機に発覚した法人資金の不正支出に係る事案をお示しする。(参考資料17「社会的な問題が発生した社会福祉法人の事案」参照)

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会・評議員会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

#### (ウ) 現況報告書の審査及び活用について

社会福祉法第59条に基づく「現況報告書」については、厳正に審査を行っていたほか、添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたい。

また、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

## イ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切であることがあげられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- (ア) 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解
- (イ) 定款の変更<定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか>
- (ウ) ガバナンスの徹底<当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて、理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等>

### ○近年の資産運用失敗事例

#### 【事例1】

社会福祉法人の前理事長ら幹部が証券会社の紹介を受け、信用確実な有価証券と判断し、前理事長の専決で円建て外債を購入。その後、世界的な金融危機で債務不履行となり、元本（1億円）の回収が困難となる。

## 【事例2】

基本財産について、2億5千万円と定款に規定されているところであるが、従前より、外貨建債権（1億円）及び投資信託（1億5千万円）により管理運用されていた。このうち、投資信託により運用されていた分については、元本保証がない商品であり、以下通知に照らし管理運用の方法として違反があった。

また、以下通知と同旨の定めを置いている当該法人の内規（資産運用規定）にも違反していた。

さらに、投資信託により運用されていた1億5千万円分については、管理運用先である有限責任事業組合（投資信託会社）が破産したため回収不能となり、法人本来の事業を実施することが出来なくなり、現在、所轄庁に法人解散の申請を出している。

### ※事例に関する通知について

社会福祉法人の基本財産については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）において、「管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法」により行う必要があると解されている。また、「価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）」等の方法による管理運用は原則として適当ではないとしている。

## ウ 一般市への権限移譲について

地域主権戦略大綱に基づき、現在、都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限り、平成25年4月からすべての市へ権限を移譲する予定である。

## (3) 寄附金に対する税額控除制度の創設について

昨年12月にとりまとめられた「平成23年度税制改正大綱」において、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とし、平成23年分から適用することとされた。

〈所得控除の場合〉（現行）

寄附金額（所得の40％が限度）－2千円を所得から控除

〈税額控除の場合〉（創設）

（寄附金額－2千円）×40％を税額から控除

※ 併せて、個人住民税においても、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げ、平成24年度分から適用することとされた。

#### 【税額控除方式を選択できる社会福祉法人の要件】

次の要件を満たす社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合に、所得控除方式と税額控除方式のいずれかを選択できる。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポートテスト（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の5分の1以上）と同等の要件
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

なお、個人がその年分の寄附金につき、税額控除の適用を受けようとする場合には、当該社会福祉法人が税額控除対象法人であることを所轄庁が証明する書類が必要となる。詳細については、追ってお知らせする予定であるが、各自治体等におかれても、特段の御配慮をお願いしたい。

## 5 社会福祉施設の運営等について

### (1) 社会福祉施設の運営

#### ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

#### イ 感染症の予防対策等

(ア) インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成22年12月1日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

○インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・ノロウイルスに関するQ&A

(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号)

号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成15年7月25日社援基発第0725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」

(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

#### 《参照通知等》

- ・「感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正について」

(平成22年3月24日健康局通知)

- ・分かりやすいウィルス性肝炎 (平成20年5月)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq\\_Easy\\_Hepatitis.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_Easy_Hepatitis.html)

- ・B型肝炎について (一般的なQ & A)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq\\_HepatitisB.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_HepatitisB.html)

- ・C型肝炎について (一般的なQ & A)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq\\_HepatitisC.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_HepatitisC.html)

## (2) 社会福祉施設等の防災対策について

### ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

#### 《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日社援第212号)



## イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

## (3) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

#### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

## イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

#### （4）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を行うために創設したものである。

スプリンクラー設備については、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設については、平成23年度末までに設置することが義務付けられており、防火安全上の観点から、早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適切な指導をお願いしたい。

耐震化整備については、先般、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」をお願いし、結果が判明している都道府県もあるので、当該基金の執行残を有する都道府県にあっては積極的な活用をお願いする。

また、当該基金は平成23年度末までに整備が完了しない場合、基金の返還を求めることとなるため、その取扱いに十分注意のうえ、早期執行に努めていただきたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日付雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）

#### （5）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を平成23年度から講ずることとしたので、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いいたします。

(6) 社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も残り4ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋

(平成22年12月関係省庁連絡会議決定)

各施設のデジタル改修が完了するよう、重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。  
また重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況の把握するよう努める。

## 6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料18参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織について

各都道府県に設置されている都道府県推進組織においては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧奨に努められるようお願いしたい。

(参考) 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

[http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09\\_1.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_1.pdf) (事業者向けパンフレット)

[http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

また、都道府県推進組織で実施している福祉サービス第三者評価受審への取組事例を紹介するので、事業推進の参考としてしていただきたい。

○ 京都府における福祉サービス第三者評価受審促進策

ア) 京都府健康福祉部が所管する補助金における取扱い

福祉施設人材確保・サービス向上補助金の交付要件として第三者評価の受審を位置づけ

イ) 介護報酬上の取扱い

第三者評価受審を理由として特定事業所加算の減算の特例として位置づけ

ウ) 指導監査の取扱い

- ① 第三者評価の定期的受審事業所については、実地指導のサイクルを緩和
- ② 府が実施する集団指導及び新規事業者説明会において第三者評価事業の説明を実施

エ) 受審結果の公表

受審結果について推進組織(京都府介護・福祉サービス第三者評価等支援機構)のホームページで公表

オ) 認定証の発行

受審事業所に対し、支援機構会長名の認定証を交付

カ) 第三者評価の普及啓発・受審促進(広報)

- ① 事業所向け及び利用者・家族向けのパンフレットの作成
- ② 関係団体開催の会議等において第三者評価事業の説明を実施
- ③ 未受審事業所への直接案内の実施及び受審促進のためのアンケート調査の実施
- ④ リピーター確保のための再受審の働きかけ
- ⑤ 評価調査者向け研修の課程の一部を事業所に無料開放(制度の理解促進)
- ⑥ イベント会場において利用者(府市民)向けにパソコンを使用した受審結果の検索体験を実施
- ⑦ 府民向けシンポジウムの開催
- ⑧ 「支援機構ニュース」の発行

キ) 評価項目の見直し

障害者自立支援法の施行や保育所保育指針の見直しに伴う評価項目の見直しを実施

ク) その他

事業所が、日本財団助成事業の補助金等を受けようとする際に必要となる府作成の意見書に第三者評価の受審を明記し、サービス向上に努める事業所として評価

ウ WAM NET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAM NET」において、都道府県推進組織が評価結果を登録することや、WAM NET閲覧者が施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

(参考) 第三者評価情報システムホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。